

1. プログラム名称

NU program - Rotation & Community dental medicine course (Rコース)

2. 募集定員ならびに採用の方法

(1) 研修歯科医の募集定員 39名

(2) 研修プログラムに関する問い合わせ先

担当	主任 荒川智子
電話	03-3219-8207
FAX	03-3219-8312
E-mail	arakawa.tomoko@nihon-u.ac.jp

(3) 資料請求

住所	〒101-8310 東京都千代田区神田駿河台一丁目8番13号
担当	管理課(研修事務担当)
電話	03-3219-8207
FAX	03-3219-8312
E-mail	arakawa.tomoko@nihon-u.ac.jp

(4) 募集要項

募集方法	公募による募集
応募必要書類	願書, 卒業(見込み)証明書, 成績証明書
選考方法	書類審査, 筆記試験, 面接(他大学のみ)
募集時期および選考時期	募集時期 2023年5月~6月の間 選考時期 2023年7月
マッチング利用の有無	マッチング利用有り

3. 臨床研修管理委員会の名称

日本大学歯学部付属歯科病院歯科医師臨床研修合同委員会

4. 臨床研修責任者

病院長 飯沼利光

5. プログラム責任者

総合診療部長 武市 収

6. 副プログラム責任者

野間 昇, 岡田明子, 陸田明智, 鈴木裕介, 紙本 篤, 古地美佳, 関 啓介, 竹内義真

7. 臨床研修施設群の概要

管理型臨床研修施設	日本大学歯学部附属歯科病院 所在地：〒101-8310 千代田区神田駿河台一丁目8番13号 臨床研修施設長：病院長 飯沼利光
協力型（Ⅰ）臨床研修施設	111 施設
研修協力施設	10 施設

8. プログラムの目的と特徴

日本大学歯学部附属歯科病院における歯科医師臨床研修は、学部教育で習得した歯科診療に関する知識、技能および態度を臨床の場に結び付け、患者中心の全人的医療を実施することで、歯科医師としての基本的診療力を身につけるとともに、将来の生涯教育研修の基礎を得ることを目的とする。本プログラムの特徴は、管理型臨床研修施設（日本大学歯学部附属歯科病院）における専門診療部研修を9ヶ月（口腔外科、補綴、保存を各3ヶ月間にてローテーションとする）、協力型（Ⅰ）臨床研修施設における総合診療を3ヶ月行うことで、幅広くかつ多様な研修を行える点にある。なお、研修協力施設研修では、管理型研修期間中に保健所研修(半日コースまたは1週間)、東京都心身障害者福祉センター研修(半日コース)および島しょ地区研修(1週間)を選択できる。

研修プログラムの特色：

管理型臨床研修施設における専門診療部研修を補綴科・保存科・口腔外科を各3ヶ月の期間ローテーションする9ヶ月と協力型臨床研修施設における総合診療を3ヶ月行うことで、幅広くかつ多様な研修を行う。本プログラムの特色は管理型臨床研修施設における9ヶ月の期間で、補綴症例、保存症例、補綴症例を見学から開始し指導歯科医の指導の下で症例を実施することのできるのが特色である。また、一人の患者に対して他科との連携をした場合は所属している指導歯科医の許可の下、患者の経過を見学することも可能である。

9. 歯科医師臨床研修プログラムの概要

本プログラムによる歯科医師臨床研修は、管理型臨床研修施設9ヶ月間、協力型（Ⅰ）臨床研修施設3ヶ月間で行う『複合研修方式』であり、研修期間は4月1日から翌年の3月末日までの1年間とする。

管理型臨床研修施設における臨床研修は

- (1) 研修診療（専門診療部研修）
- (2) 講義・セミナー、臨床症例検討
- (3) 臨床研究

等から構成される。

臨床研修のスケジュール

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
研修	協力型（I）			管理型 口腔外科，補綴，保存をローテーション：各3ヶ月								

管理型研修	専門診療部研修：管理型臨床研修施設における専門診療部，および診断部での研修，および研修協力施設への出向（島しょ地区研修，保健所研修など）
協力型（I）臨床研修施設	協力型（I）臨床研修施設における総合診療

10. 研修内容および研修歯科医の指導体制

本プログラムは，学部教育で習得した歯科診療に関する知識，技能および態度を臨床の場に結び付け，患者中心の全人的医療を実施することで，歯科医師としての基本的診療能力を身につけるとともに，将来の生涯教育の基礎を得ることを目的として作成されている。なお，研修歯科医の指導体制は指導歯科医の直接の指導を中心として実施される。

(1) 一般目標

- ① 歯科医師として好ましい態度・習慣を身につけ，患者および家族とのより良い人間関係を確立する。
- ② 全人的な視点から得られた医療情報を理解し，それに基づいた総合治療計画を立案する。
- ③ 歯科疾患と障害の予防および治療における基本的技能を身につける。
- ④ 一般的によく遭遇する応急処置と，頻度の高い歯科治療処置を確実に実施する。
- ⑤ 歯科診療時の全身的偶発事故に適切に対応する。
- ⑥ 自ら行った処置の経過を観察，評価し，診断と治療に常にフィードバックする態度・習慣を身につける。
- ⑦ 専門的知識や高度先進的歯科医療に目を向け，生涯研修の意欲への動機付けをする。
- ⑧ 歯科医師の社会的役割を認識し，実践する。

(2) 到達目標

A. 歯科医師としての基本的価値観（プロフェッショナリズム）

1. 社会的使命と公衆衛生への寄与

社会的使命を自覚し，説明責任を果たしつつ，社会の変遷に配慮した公正な医療の提供及び公衆衛生の向上に努める。

2. 利他的な態度

患者の苦痛や不安の軽減と福利の向上を最優先するとともに QOL に配慮し，患者の価値観や自己決定権を尊重する。

3. 人間性の尊重

患者や家族の多様な価値観，感情，知識に配慮し，尊敬の念と思いやりの心を持って接する。

4. 自らを高める姿勢

自らの言動及び医療の内容を省察し、常に資質・能力の向上に努める。

B. 資質・能力

1. 医学・医療における倫理性

診療、研究、教育に関する倫理的な問題を認識し、適切に行動する。

- ① 人間の尊厳を守り、生命の不可侵性を尊重する。
- ② 患者のプライバシーに配慮し、守秘義務を果たす。
- ③ 倫理的ジレンマを認識し、相互尊重に基づき対応する。
- ④ 利益相反を認識し、管理方針に準拠して対応する。
- ⑤ 診療、研究、教育の透明性を確保し、不正行為の防止に努める。

2. 歯科医療の質と安全管理

患者にとって良質かつ安全な医療を提供し、医療従事者の安全性にも配慮する。

- ① 医療の質と患者安全の重要性を理解し、それらの評価・改善に努める。
- ② 日常業務の一環として、報告・連絡・相談を実践する。
- ③ 医療事故等の予防と事後の対応を行う。
- ④ 歯科診療の特性を踏まえた院内感染対策について理解し、実践する。
- ⑤ 医療従事者の健康管理（予防接種や針刺し事故への対応を含む。）を理解し、自らの健康管理に努める。

3. 医学知識と問題対応能力

最新の医学及び医療に関する知識を獲得し、自らが直面する診療上の問題について、科学的根拠に経験を加味して解決を図る。

- ① 頻度の高い疾患について、適切な臨床推論のプロセスを経て、鑑別診断と初期対応を行う。
- ② 患者情報を収集し、最新の医学的知見に基づいて、患者の意向や生活の質に配慮した臨床決断を行う。
- ③ 保健・医療・福祉の各側面に配慮した診療計画を立案し、実行する。
- ④ 高度な専門医療を要する場合には適切に連携する。

4. 診療技能と患者ケア

臨床技能を磨き、患者の苦痛や不安、考え・意向に配慮した診療を行う。

- ① 患者の健康状態に関する情報を、心理・社会的側面を含めて、効果的かつ安全に収集する。
- ② 診察・検査の結果を踏まえ、一口腔単位の診療計画を作成する。
- ③ 患者の状態やライフステージに合わせた、最適な治療を安全に実施する。
- ④ 診療内容とその根拠に関する医療記録や文書を、適切かつ遅滞なく作成する。

5. コミュニケーション能力

患者の心理・社会的背景を踏まえて、患者や家族と良好な関係性を築く。

- ① 適切な言葉遣い、礼儀正しい態度、身だしなみで患者や家族に接する。
- ② 患者や家族にとって必要な情報を整理し、分かりやすい言葉で説明して、患者の主体的な意思決定を支援する。
- ③ 患者や家族のニーズを身体・心理・社会的側面から把握する。

6. チーム医療の実践

医療従事者をはじめ、患者や家族に関わる全ての人々の役割を理解し、連携を図る。

- ① 歯科医療の提供にあたり、歯科衛生士、歯科技工士の役割を理解し、連携を図る。

- ② 多職種が連携し、チーム医療を提供するにあたり、医療を提供する組織やチームの目的、チームの各構成員の役割を理解する。
- ③ 医療チームにおいて各構成員と情報を共有し、連携を図る。

7. 社会における歯科医療の実践

医療の持つ社会的側面の重要性を踏まえ、各種医療制度・システムを理解し、地域社会に貢献する。

- ① 健康保険を含む保健医療に関する法規・制度の目的と仕組みを理解する。
- ② 地域の健康問題やニーズ把握など、公衆衛生活動を理解する。
- ③ 予防医療・保健・健康増進に努める。
- ④ 地域包括ケアシステムを理解し、その推進に貢献する。
- ⑤ 災害や感染症パンデミックなどの非日常的な医療需要について理解する。

8. 科学的探究

医学及び医療における科学的アプローチを理解し、学術活動を通じて、医学及び医療の発展に寄与する。

- ① 医療上の疑問点に対応する能力を身に付ける。
- ② 科学的研究方法を理解し、活用する。
- ③ 臨床研究や治験の意義を理解する。

9. 生涯にわたって共に学ぶ姿勢

医療の質の向上のために省察し、他の歯科医師・医療者と共に研鑽しながら、後進の育成にも携わり、生涯にわたって自律的に学び続ける。

- ① 急速に変化・発展する医学知識・技術の吸収に努める。
- ② 同僚、後輩、歯科医師以外の医療職と互いに教え、学びあう。
- ③ 国内外の政策や医学及び医療の最新動向（薬剤耐性菌等を含む。）を把握する。

C. 基本的診療業務

1. 基本的診療能力等

本項目は、「B. 資質・能力」のうち、「2. 歯科医療の質と安全の管理」「3. 医学知識と問題対応能力」「4. 診療技能と患者ケア」「5. コミュニケーション能力」に相当する具体的な到達目標を示す。

(1) 基本的診察・検査・診断・診療計画

* 研修内容と到達目標を同じとする。

【研修内容と症例数】

下記の①-⑥を初診時等で一連の流れとして実施した症例で5症例を必要症例数とする。

- ① 患者の心理的・社会的背景を考慮した上で、適切に医療面接を実施する。
- ② 全身状態を考慮した上で、顎顔面及び口腔内の基本的な診察を実施し、診察所見を解釈する。
- ③ 診察所見に応じた適切な検査を選択、実施し、検査結果を解釈する。
- ④ 病歴聴取、診察所見及び検査結果に基づいて歯科疾患の診断を行う。
- ⑤ 診断結果に基づき、患者の状況・状態を総合的に考慮した上で、考え得る様々な口腔単位の診療計画を検討し、立案する。
- ⑥ 必要な情報を整理した上で、わかりやすい言葉で十分な説明を行い、患者及び家族の意思決定を確認する。

(2) 基本的臨床技能等

【症例数】

1 処置を 1 症例とする。実施項目を同日に患者 1 人に対して複数実施した場合は実施数が症例数となる。全ての項目を達成する必要がある。必要症例数は 11 症例とする。

① 歯科疾患を予防するための口腔衛生指導、基本的な手技を実践する。

【研修内容】

ブラッシング指導、フッ化物塗布、食生活指導など

② 一般的な歯科疾患に対応するために必要となる基本的な治療及び管理を実践する。

- a. 歯の硬組織疾患
- b. 歯髄疾患
- c. 歯周病
- d. 口腔外科疾患
- e. 歯質と歯の欠損
- f. 口腔機能の発達不全、口腔機能の低下

【研修内容】

- a. 歯の硬組織疾患（コンポジットレジン修復、インレー修復等）
- b. 歯髄疾患（抜髄処置、感染根管処置等）
- c. 歯周病（スケーリング、SRP 等）
- d. 口腔外科疾患（抜歯、嚢胞摘出等）
- e. 歯質と歯の欠損（全部金属冠、ブリッジ等）
- f. 口腔機能の発達不全、口腔機能の低下（口腔機能低下症における検査、治療用義歯等）

③ 基本的な応急処置を実践する。

【研修内容】

急性症状における処方や切開排膿、急患対応における歯科診療処置等

④ 歯科診療を安全に行うために必要なバイタルサインを観察し、全身状態を評価する。

【研修内容】

静脈内鎮静などにおけるバイタルサインの記録やモニタリングを行いながらの歯科治療等

⑤ 診療に関する記録や文書（診療録、処方せん、歯科技工指示書等）を作成する。

【研修内容】

診療録、処方せん、歯科技工指示書等の作成

⑥ 医療事故の予防に関する基本的な対策について理解し、実践する。

【研修内容】

患者影響度に対してのインシデントの理解を深め研修を実施する。

(3) 患者管理

* 研修内容と到達目標を同じとする。

【研修内容と症例数】

1 処置を 1 症例とする。下記項目を同日に患者 1 人に対して複数実施した場合は実施数が症例数となる。必要症例数は 4 症例とする。

① 歯科治療上問題となる全身的な疾患、服用薬剤等について説明する。

② 患者の医療情報等について、必要に応じて主治の医師等と診療情報を共有する。

③ 全身状態に配慮が必要な患者に対し、歯科治療中にバイタルサインのモニタリングを行う。

④ 歯科診療時の主な併発症や偶発症への基本的な対応法を実践する。

(4) 患者の状態に応じた歯科医療の提供

* 研修内容と到達目標を同じとする。

【研修内容と症例数】

1 処置を 1 症例とする。下記項目を同日に患者 1 人に対して複数実施した場合は実施数が症例数となる。必要症例数は 11 症例とする。

- ① 妊娠期、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期の患者に対し、各ライフステージに応じた歯科疾患の基本的な予防管理、口腔機能管理について理解し、実践する。
- ② 各ライフステージ及び全身状態に応じた歯科医療を実践する。
- ③ 在宅療養患者等に対する訪問歯科診療を経験する。

2. 歯科医療に関連する連携と制度の理解等

本項目は、関連する「B. 資質・能力」「6. チーム医療の実践」「7. 社会における歯科医療の実践」に相当する具体的な到達目標を示す。

(1) 歯科専門職間の連携

- ① 歯科衛生士の役割を理解し、予防処置や口腔衛生管理等の際に連携を図る。
- ② 歯科技工士の役割を理解し、適切に歯科技工指示書を作成するとともに、必要に応じて連携を図る。
- ③ 多職種によるチーム医療について、その目的、各職種の役割を理解した上で、歯科専門職の役割を理解し、説明する。

(2) 多職種連携、地域医療

- ① 地域包括ケアシステムについて理解し、説明する。
- ② 地域包括ケアシステムにおける歯科医療の役割を説明する。
- ③ 在宅療養患者や介護施設等の入所者に対する介護関係職種が関わる多職種チームについて、チームの目的を理解し、参加する。
- ④ 訪問歯科診療の実施にあたり、患者に関わる医療・介護関係職種の役割を理解し、連携する。
- ⑤ 離島やへき地における地域医療を理解する（当大学の独自目標）。
- ⑥ がん患者等の周術期等口腔機能管理において、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、多職種によるチーム医療に参加し、基本的な口腔機能管理を経験する。

(3) 地域保健

- ① 地域の保健・福祉の関係機関、関係職種を理解し、説明する。
- ② 保健所等における地域歯科保健活動を理解し、説明する。
- ③ 歯科健診を経験し、地域住民に対する健康教育を経験する。

(4) 歯科医療提供に関連する制度の理解

- ① 医療法や歯科医師法をはじめとする医療に関する法規及び関連する制度の目的と仕組みを理解し、説明する。
- ② 医療保険制度を理解し、適切な保険診療を実践する。
- ③ 介護保険制度の目的と仕組みを理解し、説明する。

(3) 協力型研修の概要と協力型（Ⅰ）臨床研修施設の選択必修対応一覧

協力型（Ⅰ）臨床研修施設の大多数が一般の歯科診療所であり、一次医療機関としての研修を経験する。到達目標における実施項目について当病院 HP (<https://www.dent.nihon-u.ac.jp/hospital/trainee/training-facility/>) に各施設の特徴を示しており、その項目に対する研修が可能である。研修歯科医は選択必修項目の記載がない施設で研修する場合については、管理型臨床研修施設での研修期間中に短期研修（当病院の歯科麻酔科、小児歯科、摂食機能療法

科などで1週間研修すること)を申し込み症例数評価用紙における実施すべき実施項目の研修を修了することが必要である。

(4) 専門診療研修の概要

① 専門診療研修の概要

各専門診療部および診断部において診療の基礎を修得し、研修歯科医が総合診療を行う上で必要とされる基本的診療能力(知識、態度および技能)を身につけることを目的とする。専門診療研修を行う専門診療科は、摂食機能療法科、小児歯科、歯科矯正科、口腔外科、歯科麻酔科、総義歯補綴科、局部床義歯科、クラウン・ブリッジ科、保存修復科、歯内療法科、歯周病科の11科であり、診断部では、口腔診断科、歯科放射線科および病理診断科の3科である。また、研修歯科医の希望者の中から指導歯科医のもとで離島(研修協力施設)における研修も可能である。

② 研修協力施設における研修の概要

地域歯科保健・医療	歯科医師として、地域住民の健康保持と増進のため全人的に対応するために、ヘルスプロモーションを基盤とした地域保健、健康増進、プライマリーヘルスケア、リハビリテーション、福祉サービスに至る連続した包括的保健医療を理解し実践できる能力を身につける。
母子保健対策	歯科医師として、地域地区母子保健の持つ意義と、関連事業について理解をするために、母子保健事業を体験し、乳幼児に対しても全人的に対応ができる知識、態度、技術を身につける。
成人・老人保健対策	歯科医師として、地域地区の住民が、安心して生活するために成人・老人保健医療システムの意義を理解し、適切に活用できる能力を習得する。
健康づくり	歯科医師として、地域地区の住民とともに健康づくりの活動をするためのヘルスプロモーション『健康日本21』を基本とした健康増進プログラム実践に寄与するための能力を養う。
歯科診療所におけるチーム医療	歯科医師として、地域地区の住民ニーズに基づいた、適切な歯科医療を医師、専門歯科医、コ・デンタルスタッフと協同して提供するために必要な知識、技能および態度を習得する。なお、研修期間は約1週間となっている。
特別区保健所ならびに保健センターにおける研修	東京都内保健所における公衆衛生および健康増進活動を知り、地域歯科保健活動の重要性を理解する。
往診による診療	日本大学病院において、入院患者に対する歯科検診および食べることのリハビリテーション等を行って

	いる。
--	-----

③ 講義、セミナーおよび症例検討会

管理型臨床研修施設における研修では、定期的に、講義・セミナーおよび症例検討会の時間を設けている。

内容は、基礎的なものから先端医療まで多岐にわたり、各自が行っている研修内容を補完する目的を持つ。

さらに、各専門診療科で行われる症例検討会、カンファレンス等にも参加できる。また、協力型（Ⅰ）臨床研修施設においても各種研究会、セミナー等への参加も可能である。

(5) 「C. 基本的診療業務」の症例数について

歯科医師臨床研修の到達目標を達成するため研修歯科医 1 人当たりに必要な症例数（合計）は 37 症例としている。また、研修期間中に経験することを目標とする研修歯科医 1 人当たり症例数（目標症例数）（合計）は 100 症例としている。

必要な症例数 37 症例については「症例数評価用紙」にて最終評価を行う。症例数評価用紙は必要最低限の症例数の記録であるため、症例数評価用紙の内容を基に研修歯科医は指導歯科医の責任の下で記録を行い保存すること。必要な症例数を超えた場合は、ポートフォリオに毎日の振り返り用紙などを利用して保管すること。なお、症例数評価用紙については研修開始時に研修歯科医個人に 1 部のみ配布するため、保管については十分に注意すること。

(6) 症例数評価用紙について

① 症例の定義

症例とは患者に対して実践することとする。なお、患者に対して実施できない場合は、実施責任者の判断の下、医療スタッフの協力を得て実施した場合も含むこととする。

② 到達目標達成に必要な症例数の評価方法

症例数表の日時および捺印が全て埋まっていれば、研修プログラムの到達目標症例数の達成とみなす。なお、症例数は 1 処置 1 症例と数える。

③ 症例数評価用紙の記録における規則

1. 基本的診療能力等

(1) 基本的診察・検査・診断・診療計画

各項目番号（①～⑥）の複数を同時に行った場合を 1 症例とする。研修期間中に①～⑥を全て実施していることが条件である。必要症例数は 5 症例とする。

(2) 基本的臨床技能等

1 処置を 1 症例とする。実施項目を同日に患者 1 人に対して複数実施した場合は実施数が症例数となる。全ての項目を達成する必要がある。必要症例数は 11 症例とする。

(3) 患者管理

1 処置を 1 症例とする。実施項目を同日に患者 1 人に対して複数実施した場合は実施数が症例数となる。必要症例数は 4 症例とする。

(4) 患者の状態に応じた歯科医療の提供

1 処置を 1 症例とする。実施項目を同日に患者 1 人に対して複数実施した場合は実施数が症例数となる。必要症例数は 11 症例とする。

2. 歯科医療に関連する連携と制度の理解等

(1) 歯科専門職間の連携

1 処置を 1 症例とする。実施項目を同日に患者 1 人に対して複数実施した場合は実施数が症例数となる。必要症例数は 3 症例とする。

(2) 多職種連携、地域医療および(3)地域保健

経験できる診療科、クリニックにおける臨床や多職種チームへの参加といった実務研修を行い、レポート等で評価する。

(4) 歯科医療提供に関連する制度の理解

①と③についてはレポート等で評価を行い、②については研修歯科医が歯科診療を実施し診療録に記載した症例を 1 症例とする。実施項目を同日に患者 1 人に対して複数実施した場合は実施数が症例数となる。必要症例数は 3 症例とする。

11. 研修歯科医の処遇

(1) 常勤又は非常勤の別：常勤

(2) 勤務時間及び休日に関する事項

① 勤務時間：9時から17時（時間外勤務：無）

② 休日：土曜日、日曜日、祝日（病院の規定に基づき変更の可能性あり）、年末及び年始、その他大学が定める日、有給休暇（10日）

③ 当直：選択制（上限有り）

(3) 手当に関する事項

① 研修手当：月額 154,000 円(賞与なし)

② 通勤手当：有り

③ 当直手当：有り

(4) 福利厚生に関する事項

① 研修歯科医の宿舎：なし

② 研修歯科医のための施設内の室：有り（3室）

(5) 社会保険等に関する事項

① 日本私立学校振興・共済事業団（長期：年金，短期：健康保険）：有り

② 労働者災害補償保険法の適用：有り

③ 雇用保険：有り

④ 国家・地方公務員災害補償法の適用：なし

(6) 健康管理に関する事項

① 健康診断：年1回

(7) 歯科医師賠償責任保険に関する事項

① 歯科医師賠償責任保険の扱い：病院において加入する

② 個人加入：任意による

(8) 外部の研修活動に関する事項

① 学会，研究会等への参加：可

② 学会，研究会等への参加費用支給：なし

12. 臨床研修の評価と修了認定

臨床研修修了時の総括的評価は、各履修期間の教育プログラム参加記録、研修歯科医が作成したポートフォリオ、自己評価および指導歯科医による評価を総合して行う。臨床研修修了の認定は、総括的評価をもって卒後教育委員会及び歯科医師臨床研修合同委員会が行い、承認の後、臨床研修運営委員会に報告し、病院長が修了証を交付する。臨床研修修了証の交付には、臨床研修をとどこおりなく修了することが必要で、以下の要件を満たさなければならない。

- (1)臨床研修における課程をすべて履修する。欠席の場合は、理由書を総合診療科へ提出し、内容が適当と判断された場合のみ、補完プログラムを実施し、履修扱いとする。
- (2)教育プログラム（見学・講義・セミナー及び臨床症例検討）に参加しなくてはならない。欠席の場合は、理由書を総合診療科へ提出し、補完プログラムを実施する。協力型（Ⅰ）臨床研修施設への研修期間中は対象とならない。
- (3)研修における必要書類（講義後のふり返り・毎日のふり返り・総括的な自己評価・勤務状況報告書・達成症例数に関わる書類等）がすべて提出されていること。
- (4)日本大学歯学部研修歯科医に関する内規に従い、研修を完了しなければならない。
- (5)臨床研修の修了、未修了、中断の判定は、厚生労働省の規定により判断される。